

(別表)

東松島市指定管理者制度リスク分担表（業務仕様書第21項）

市と指定管理者が負担するリスク分担については、次のとおりとする。

東松島市宮戸地区復興再生多目的施設

番号	種類	内容	東松島市	指定管理者
1	施設・設備・備品・資料・展示品等の滅失・損傷等	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
		経年劣化によるもの、又は第三者の行為で相手側が特定できないもので小規模（一件あたり5万円以下）なもの		○
		上記において年度合計額が20万円を超えることが見込まれるもの	協議事項	
		年度合計額の20万円を超える場合で事前協議により市が認めたもの	○	
		経年劣化によるもの、又は第三者の行為で相手側が特定できないもので小規模（一件あたり5万円以下）を超えるもの	○	
2	第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
		市の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合	○	
		市及び指定管理者の両者、又は被害者や他の第三者等の責めに帰すべき事由によるもの	協議事項	
3	保険加入	火災保険	○	
		施設の瑕疵による賠償責任保険	○	
		上記以外の賠償責任保険（身体賠償、財物賠償）		○
4	不可抗力	天変地異や争乱等、いずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の修復及び指定管理業務の継続不能	○	
5	事業終了時の費用	期間終了時または期間中に業務を廃止した場合、又は指定を取り消された場合における撤収費用		○
6	運営・管理費の膨張	協定締結時において想定が難しい物価変動等に伴う、やむを得ない経費の増（年間指定管理料の総額を超える支出負担があった、又はあることが確実と見込まれる場合）	協議事項	
		指定管理者の要因による経費の膨張		○
7	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	指定管理業務に対する住民及び利用者からの訴訟、苦情、要望等		○
		上記以外の市が関与すべきもの	協議事項	
8	法令又は税制変更	指定管理、運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更	協議事項	
9	行政上の理由による事業内容の変更	行政側の事情により、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増	○	
10	書類の誤り	業務仕様書等、市がその内容について責任を負うべき書類の誤りによるもの	○	
		指定申込書（事業計画書等）、指定管理者がその内容について責任を負うべき書類の誤りによるもの		○
11	資金調達	市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
		指定管理者が業者等に支払う経費の支払遅延による損害		○
12	許認可の取得遅延	市が取得すべきもの	○	
		指定管理者が取得すべきもの		○
13	セキュリティ	警備不備による情報漏洩、事故及び犯罪の発生		○
14	防火管理体制	管理権原者	○	
		防火管理者		○
15	その他	協定書、募集要項、仕様書、本リスク分担表に定めが無い事態が生じた場合は、協議して定めるものとする。	協議事項	